

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 1. 業務運営・財務内容当の状況 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 「平成19年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 ○研究費の不正使用防止のための取組のうち、配分機関・関係府省への報告の手続きについてルールを整備・明確化がなされていないことから、早急な対応が求められる。」</p> <p>【評定】 「中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる (理由) 年度計画の記載14 事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、研究費の不正使用防止のための体制・ルールを整備が十分ではないこと等を総合的に勘案したことによる。」</p> <p>【申立内容】 原文を削除し、評定を「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」に、理由を「年度計画の記載14 事項すべてが『年度計画を上回って実施している』又は『年度計画を十分に実施している』と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。」に修正願いたい。</p> <p>【理由】 今回、課題があるとされた上記の事項は、平成18年8月の総合科学技術会議の（共通的な指針）に基づくものであるが、その「参考2」で示される内容は、あくまでも「例」であり、さ</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 配分機関・関係府省への報告の手続きについて明確な形でルールの整備がなされていないため。</p>

らにその説明にも「以下を参考に、研究機関の特性・規模や実態等を踏まえ、実効性の高いものとする。」とされている。

このため本学では、この趣旨に沿った実効性のある体制の整備と、全ての法令違反行為への対応を定めた本学の既存の「公益通報者保護法に関する通報処理規則」（以下、公益通報処理規則と記載。）の準用によりこれに対応することとした。

具体的には、本年1月に本学HPに「福井大学における研究費等の不正使用防止への取組」のページを開設（http://www.fukui-u.ac.jp/content_scholar/foul/expense.html）、「研究費等の取扱いに関する規則（同規則では、研究費等の不正使用に係る学内外の通報に関しては公益通報処理規則による旨を規定）」、体制図等を掲載した。また、公益通報処理規則も掲載し、同規則の説明として「研究費の不正使用等に対する通報窓口等を定めた規則」であることを明記し、これらにより研究費の不正使用の防止徹底を図り、かつ、不正使用等が発生した場合には「監査室」に通報することを明確化している。

また、通報を受けた監査室は、各研究費の申請・使用を総括する「研究推進課」に連絡し、研究推進課が、各研究費の公募要領等の規定に基づき、配分機関等に報告する仕組みを平成19年度以前から事務的に確立している。なお、不正使用に係る配分機関等への報告手続きは、研究費により異なり、同課では報告に係る手続きを別添一覧表のとおり取りまとめており、以上により不正使用等に係る一連の報告体制を構築している。

今回、本件に関しては、事前及びヒアリング後に質問をいただいております。本来であれば、回答時に上記内容に基づく十分な説明が必要であったが、結果的には、質問に対する短絡的な回答内容になってしまった経緯があり、本学の具体の対応内容は上記のとおりであることのご理解を賜りたい。